

平成17年4月1日

平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

(平成17年4月1日)

国立大学法人上越教育大学長
渡邊 隆 殿

国立大学法人上越教育大学

監 事 高橋信雄
監 事 大原啓資

「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」について (提出)

国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年4月1日、規則第8号)第5条第1項及び第2項に基づき、「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」を作成しましたので、別紙のとおり提出します。

第1 監査の基本方針

1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年4月1日制定)に基づき監査を実施する。

2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として、あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告、供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

第2 監査の重点項目

1 業務の監査

- (1) 諸規程の整備及び実施状況
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況

2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

第3 監査の実施期間

1 業務の監査

平成17年度の業務監査は、年度終了後の平成18年度当初に別途日程を調整のうえ実施する。また、監査を効率的に実施するため、事業年度の中間時点(平成17年10月)に監査を実施し、中期計画・年度計画への対応方針等について、各部署等から説明を聴取する。

(参考資料)

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

2 会計の監査

平成17年度の会計監査は、月次監査及び年次監査を行う。

(1) 月次監査

月次監査は、毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

(2) 年次監査

平成17年度の年次監査は、年度終了後の平成18年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。

第4 監査の方法

1 業務の監査

(1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また必要なに応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 会計の監査

(1) 月次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、前月の決算関係書類を精査し、前月の決算の状況等を監査する。

② その他必要な事項を監査する。

(2) 年次監査

① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。

② 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

③ 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。

④ その他必要な事項を監査する。

平成17年度 監事監査実施年間スケジュール

実施時期	業務監査	会計監査 (対象月)
H17. 4	中間監査	月次監査 (4月分)
5		月次監査 (5月分)
6		月次監査 (6月分)
7		月次監査 (7月分)
8		月次監査 (8月分)
9		月次監査 (9月分)
10		月次監査 (10月分)
11		月次監査 (11月分)
12		月次監査 (12月分)
H18. 1		月次監査 (1月分)
2		月次監査 (2月分)
3		月次監査 (3月分)
4	年次監査	年次監査
5~6	年次監査	年次監査
6	監査結果報告書を作成し学長へ提出	

○ 財務諸表を経営協議会及び役員会において審議・決定 6月中

○ 財務諸表を当該事業年度終了後三月以内に文部科学大臣へ提出し、承認を受ける。

監 査 報 告 書

国立大学法人上越教育大学
学 長 渡 邊 隆 殿

国立大学法人上越教育大学監事監査規則第5条の規定による平成17年度監事監査計画に基づく、業務監査（中間監査）の実施結果を、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

役員会等の重要な会議に出席するほか、業務に係る重要な文書の閲覧を受けるとともに、当期の中間時点（平成17年10月）における業務の執行状況について役員及び関係者からの説明を聴取するなどによる調査を行いました。

2 監査の結果

(1) 概要

平成17年度の大学運営全般の業務執行状況は、現時点で概ね妥当であると認める。


(2) 是正又は改善を要する事項 特になし

(3) その他必要と認める事項 特になし

平成17年10月25日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 査 結 果 報 告 書

国立大学法人上越教育大学
学 長 渡 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成17年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成18年6月15日

国立大学法人上越教育大学

監 事

高橋信雄 

監 事

大原啓資 